

岐行発第2-176号

令和3年3月3日

会員各位

岐阜県行政書士会

会長 森伸二

(公印省略)

中小企業庁からの要請による

「一時支援金の登録確認機関への登録」に関する募集について（お知らせ）

平素より、本会事業の運営にご理解ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今般の新型コロナウイルスの感染拡大を受け、中小企業庁より日本行政書士会連合会に対し、緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金制度を創設するにあたり、不正受給防止等の観点から事前に事業の確認を行う「事業確認機関」を募集することとなったため、行政書士（行政書士法人を含む）に一時支援金の事業確認機関として登録いただきたい旨の協力依頼がありましたのでお知らせ致します。

ご協力いただける方につきましては、本会事務局までメールにてご連絡下さい。尚、業務内容等については各自で別添資料をご確認下さい。

記

期 限 令和3年3月5日（金）17時まで

申し込み 岐阜県行政書士会事務局 (honkai@gifu-gyosei.or.jp)

以上

日行連発第1674号
令和3年3月2日

各単位会長様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
国際・企業経営業務部
部長 坪川 貞子

中小企業庁からの要請による「一時支援金の登録確認機関への登録」に関する
あらためての募集について（続いてのお願い）

各単位会におかれましては、中小企業庁からの一連の要請に関し、ご多忙の中、鋭意取り組んでいただきあらためて感謝申し上げます。

標記に関しては、令和3年2月24日付・日行連発第1620号にてご連絡させていただきましたが、既に公開されております登録確認機関（※）となった会員には問い合わせが入っており、できるだけ一部登録確認機関に事前確認が集中することのないよう、この度、あらためての募集を行うことといたしますので、ご対応いただきますようよろしくお願ひ申し上げます。

各単位会におかれましては、添付資料（1）「210221_確認事業者アカウント発行申請シートへの記入要領」をご確認の上、添付資料（2）「【行政書士】確認事業者アカウント発行申請シート（Excel様式）」に必要事項を記入いただきご報告いただくようお願い申し上げます（Excel様式中の各項目については、黄色項目（HP掲載事項（必須））のみならず、無色（白色）の項目も埋めてください。ただし、「法人番号」の項目は行政書士法人の登記上の法人番号を指しますので、個人開業の行政書士事務所の場合は記入不要です。

また、表中最後の項目「会員・顧問先・融資先等以外の事業者に対する積極的な対応」は、選択の結果として空白であっても結構です。なお、緑項目（HP掲載事項（任意））は任意で結構です。

登録リストについては、後に中小企業庁のHPに公表され、そのリストを基に各事業者は登録確認機関を選び、事業実態の確認等を依頼することとなります。登録確認機関としての事業確認の方法は、対面だけでなく、インターネットを利用したテレビ会議システムにおいても可能となっています。

今般の依頼に関しては、行政書士（行政書士法人）において、特に、商工会等の会員でもなく、土業の顧問先でもなく、融資も受けていない、登録確認機関を見つけることが困難な事業者に対する対応についての積極的な協力を求められておりますので、一定の実務経験や見識等を踏まえ、各単位会において取りまとめいただくよう、重ねてお願ひ申し上げます。

各単位会におかれましては、引き続き体制整備が難しいところとは存じますが、新型コロナウィルスの影響を受けたできるだけ多くの事業者の方々に支援金が行

き渡るよう、更なる中小企業等支援活動に、ご理解ご協力を願い申し上げます。

※従前の「事業確認機関」は、「登録確認機関」に表記が変更されております。

1 登録者リストの報告について

- (1) 報告様式：添付資料（2）のExcel様式により報告
- (2) 報告期限：令和3年3月9日（火）12:00まで
- (3) 報告先：gyoumu3@staff.gyosei.or.jp

2 添付資料

- (1) 「210221_確認事業者アカウント発行申請シートへの記入要領」
- (2) 「【行政書士】確認事業者アカウント発行申請シート（Excel様式）」

3 参考資料

- (1) 「緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金における事業確認への協力依頼」（2021年2月22日付・中小企業庁長官官房総務課発）
 - ① 「(別紙1) 登録に関する申込内容について」
 - ② 「(別紙2) 一時支援金に関する事前確認マニュアル」
 - ③ 「(別紙3) よくある質問及び回答（2021年2月22日時点版）」

以上

緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金における事前確認への協力依頼

2021年2月22日
中小企業庁長官官房総務課

時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。中小法人・個人事業者等への支援に当たっては、いつもご協力を賜り改めて御礼申し上げます。

この度、中小企業庁では、2021年1月に発令された緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等に、緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金（以下「一時支援金」という。）を給付いたします。

一時支援金の給付に当たっては、不正受給や誤って受給してしまうことへの対応として、一時支援金の給付に係る申請を希望する者（以下「申請希望者」という。）が、「事業を実施しているか」や「一時支援金の給付対象等を正しく理解しているか」等について、事務局が登録した機関・者（以下「登録確認機関」という。）によって、帳簿等の予め定めた書類の有無や宣誓内容等に関する質疑応答等について形式的な確認（以下「事前確認」という。）を行います。そのため、登録確認機関は、あくまで定められた手順にしたがって形式的な確認を行うものであり、当該確認内容を超えて、申請希望者が給付対象であるかどうかの判断は行いません。

登録確認機関については、今後、一時支援金の事務局（デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社が受託。以下「事務局」という。）を通じて、認定経営革新等支援機関、同機関に準ずる個別法に基づき設置された機関、その他個別法に基づく士業関連機関・者（以下「認定経営革新等支援機関等」という。）から募集を行う予定です。

以下のとおり、登録確認機関になるための登録申込の方法や事前確認の業務内容等について公表いたしますので、認定経営革新等支援機関等におかれましては、内容をご確認の上で、登録申込及び事前確認の実施にご協力いただけますようお願いいたします。

1. 登録確認機関になるための登録申込の方法

（1）事務局は、以下の認定経営革新等支援機関等から登録確認機関を募集します。

①認定経営革新等支援機関（中小企業等経営強化法に基づき認定を受けた、税理士、公認会計士、弁護士、中小企業診断士、行政書士、地域の支援センター、よろず支援拠点の実施機関、民間コンサルティング会社等）

②認定経営革新等支援機関に準ずる個別法に基づき設置された機関

- ・商工会及び商工会連合会
- ・商工会議所
- ・農業協同組合及び農業協同組合連合会
- ・漁業協同組合及び漁業協同組合連合会
- ・預金取扱金融機関
- ・都道府県中小企業団体中央会

③その他個別法に基づく士業関連機関・者

- ・税理士
- ・税理士法人
- ・公認会計士
- ・中小企業診断士

- ・監査法人
 - ・行政書士
 - ・行政書士法人
- (2) 登録申込の受付期間は、2021年2月22日から2021年4月21日までとしますが、登録状況や一時支援金の申請状況を踏まえて変更する可能性があります。
- (3) 事務局が設置するホームページ上の申込フォームから、別紙1に定める内容の入力を行い、登録申込を行ってください。事務局において、登録申込のあった機関・者からの申込内容を確認し、その適格性を認めた場合には、登録確認機関として登録するとともに、事前確認に必要なアカウント情報等を通知します。別途、全国団体等を通じて、登録内容をとりまとめの上、登録する場合があります。なお、登録申込に当たっては、別添で定める暴力団排除に関する誓約事項に誓約してください（登録申込をもって誓約したこととします）。
- (4) 申請希望者が、登録確認機関を調べて連絡を取ることができるようにするため、名称、属性、所在地、連絡先（電話番号、メールアドレス）等を事務局が設置するホームページなどで公表します。

2. 登録確認機関の業務内容

- (1) 登録確認機関は、申請希望者の求めに応じて、別紙2に定める事前確認マニュアル案に基づいて、申請希望者が「事業を実施しているか」や「一時支援金の給付対象等を正しく理解しているか」等の確認を行い、事務局が準備するシステムにより、事前確認通知番号を発行してください。なお、申請希望者が、事業を実施していることや一時支援金の給付対象等を正しく理解していることを確認できない場合には、事前確認通知番号を発行しないでください。その上で、申請希望者に対して、事務局ホームページで給付対象等の制度の詳細を確認するように伝達し、事前確認を終了してください。また、事前確認通知番号を発行しないこととなった申請希望者が、明らかに給付対象ではないなど、著しく不審な点がある場合には、その旨を事務局の相談窓口にご報告してください。
- (2) 事前確認は、原則として、インターネットを利用したテレビ会議システム又は対面で、「事業を実施しているか」や「一時支援金の給付対象等を正しく理解しているか」等の確認を行ってください。ただし、申請希望者が自らの会員、顧問先又は事業性融資先等である場合には、電話で「一時支援金の給付対象等を正しく理解しているか」等のみの確認を行うことをもって代えることができます。なお、その場合には、中小企業庁又は事務局から、当該申請希望者が登録確認機関の会員、顧問先又は事業性融資先等であることを証明する書類の提出を求める場合があります。
- (3) 万が一、申請希望者から事前確認通知番号の発行を強要されるなどのやむを得ない理由により、適切に事前確認が実施できなかつたにもかかわらず、又は著しく不審な点があつたにもかかわらず、事前確認通知番号を発行した場合には、速やかに事務局の相談窓口に報告してください。また、事前確認事項を満たすために事前確認通知番号を発行したもの、不審な点がある場合には、その内容を記録してください。なお、中小企業庁又は事務局から、申請希望者に関する問合せを行う場合もあります。
- (4) 登録確認機関は、事前確認に際し知り得た第三者の情報については、法令を遵守し適正な管理をするものとし、事前確認の目的又は提供された目的以外に利用してはなりません。

また、第三者の個人情報等の情報については、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはなりません。

- (5) 申請希望者による登録確認機関の選定を助けるため、事務局から申請希望者に対して、以下のとおり案内する予定です。

①身近な登録確認機関に事前確認を依頼してください。原則として、事務局ホームページに掲載されている、商工会／商工会議所の会員の方は商工会／商工会議所に、農協／漁協の組合員の方は農協／漁協に、中小企業団体中央会の会員の方は中小企業団体中央会に、金融機関と事業性の与信取引がある方は当該金融機関に、顧問の士業がいる方は当該士業に確認を依頼してください。
②事前確認を行っていただける登録確認機関が見つからない場合には、事務局の相談窓口までご相談いただかずか、事務局が設置するホームページで他の登録確認機関をご確認ください。

- (6) 登録確認機関は、自らの会員、顧問先又は事業性融資先等以外からの申請希望者から事前確認の求めがあった場合についても、可能な範囲でご対応いただけますようお願い申し上げます。なお、申請希望者の求めがあったとしても、自らが実施できない旨を説明した上で、事前確認を行わないことを判断して差し支えありません。その場合、申請希望者に対して、事務局の相談窓口までご相談いただかずか、事務局が設置するホームページで他の登録確認機関を調べるようお伝えください。
(7) 事務局は、全ての一時支援金の給付が終了した段階で、登録確認機関に対して、当該登録確認機関が事前確認番号を発行した者のうち一時支援金を適切に受給した者（以下「確認後受給者」という。）をご連絡いたします。万が一、事前確認を行っていない者があった場合には、その旨を事務局の相談窓口まで報告してください。
(8) 事前確認の受付期間は2月下旬から一時支援金の申請期限までを想定しております。詳細については、決まり次第、経済産業省又は事務局のホームページで公表します。

3. 責任の所在

登録確認機関は、中小企業庁又は事務局が定める事前確認の方法に則り、事前確認を実施している限りにおいては、自らが事前確認した申請希望者が給付要件を満たさない申請・受給を行ったとしても、その責任を負いません。ただし、故意に給付要件を満たさない申請希望者に事前確認通知番号を発行するなど不正な行為を行った場合は、この限りではありません。そのおそれがある場合には、当該登録確認機関のアカウントを停止し、中小企業庁又は事務局から問合せを行うことがあります。

4. 事務手数料について

- (1) 事務局は、登録確認機関に対して、確認後受給者をご連絡した日から6ヶ月以内に、当該登録確認機関の確認後受給者数が30者以上の場合には、確認後受給者数に1,000円（税込）を乗じた額を事務手数料として支払います。なお、登録確認機関は、事務手数料の支払を受けることを辞退することもできます。事務手数料の希望の有無は、確認後受給者数をお伝えする際に確認します。希望された場合には、振込先口座等の情報の提出を依頼し、登録確認機関に支払を行います。
(2) 登録確認機関が、故意に不正な行為を行った場合には、一切の事務手数料を支払いません。また、故意に不正な行為を行った事実が支払後に判明した場合には、支払った事務手

数料の全額に年3%の割合で算定した延滞金を加え、これらの合計額にその2割に相当する加算金をえた金額の返還を求めます。

- (3) 登録確認機関は、事務局から事前確認に関する事務手数料の支払を受ける場合には、申請希望者から事前確認の対価（報酬）を得ることはできません。なお、事務手数料の支払を受けることを辞退する場合には、この限りではありません。また、事務手数料の支払を受ける場合であっても、申請希望者から申請のサポート（申請手続やWEB申請システムの操作方法の説明等）の対価（報酬）を得ることはできますが、申請希望者の中小法人・個人事業者等が厳しい経営環境にあること等も踏まえ、当該対価（報酬）については、柔軟にご対応いただくようお願いいたします。なお、申請フォームの記入・送信を有償で代行することは、行政書士法に抵触するおそれがありますのでご留意ください。

5. 登録確認機関に対するサポート

- (1) 中小企業庁は、事前確認の実施方法を示した「一時支援金に関する事前確認マニュアル案」及び「よくある質問及び回答」等を別紙のとおり公表します。
- (2) 事務局は、登録確認機関専用の相談窓口を設置し、登録確認機関の相談に応じます。
- 登録確認機関専用の相談窓口
 - フリーダイヤル：0120-886-140
- ※ IP電話等からのお問い合わせ先：03-4335-7475(通話料がかかります)

※本内容については、今後、事前確認の受付を開始するまでの間に、変更となる場合があります。変更した場合には、経済産業省のホームページにて、お知らせいたします。

(別添)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、一時支援金の登録確認機関になるための登録申込にあたって、当該登録申込から、一時支援金の事前確認の受付期間終了後においても、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

記

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

以上

登録に関する申込内容について

1. 法人の場合

(1) 申込フォームへの記入内容

- ① 属性（認定経営革新等支援機関、準ずる機関、その他機関・者）
- ② 登録番号（認定経営革新等支援機関番号、士業等登録番号、金融機関コード等）
※該当する番号が無い場合は記入不要
- ③ 法人名
- ④ 法人番号
- ⑤ 本社所在地
- ⑥ 代表者氏名
- ⑦ 連絡窓口の担当者部署、氏名、連絡先（電話番号、メールアドレス）
- ⑧ アカウント登録を希望する担当者の氏名等、連絡先（電話番号、メールアドレス）
- ⑨ 法人のホームページ（任意）
- ⑩ その他事務局が定める項目

2. 個人事業主の場合

(1) 申込フォームへの記入内容

- ① 属性（認定経営革新等支援機関、準ずる機関、その他機関・者）
- ② 登録番号（認定経営革新等支援機関番号、士業等登録番号等）
- ③ 屋号
- ④ 代表者住所
- ⑤ 事業所所在地
- ⑥ 代表者の氏名、連絡先（電話番号、メールアドレス）、生年月日
- ⑦ アカウント登録を希望する担当者の氏名等、連絡先（電話番号、メールアドレス）
- ⑧ 個人事業主のホームページ（任意）
- ⑨ その他事務局が定める項目

一時支援金に関する事前確認マニュアル

登録確認機関は、事務局が用意するシステム上で、以下の1.～8.について確認を行い、適切だと判断した場合は、システム上で必要事項の入力等を行ってください。全ての内容の入力又は確認を行った後に、送信ボタンを押下してください。

事前確認に当たっては、テレビ会議又は対面で実施してください。ただし、申請希望者が、自らの団体の会員、顧問先又は事業性融資先等である場合は、電話で以下の1.及び6.～8.のみについて確認することもって代えても構いません。その場合には、中小企業庁又は事務局から、当該申請希望者が登録確認機関の会員、顧問先又は事業性融資先等であることを証明する書類の提出を求める場合があります。

※本内容については、システムの仕様等により、内容が変更となる可能性があります。

- 「事前確認を開始」を押下して登録を開始します。申請希望者が、自らの団体の会員、顧問先又は事業性融資先等であり、電話で以下の1.及び6～8.のみについて実施する場合には、「一部確認」のボタンを選択してください。上記に該当しない場合は、「全部確認」のボタンを選択してください。申請希望者から「申請ID」「電話番号」「(法人の場合は) 法人番号及び法人名」「(個人の場合は) 氏名」「(個人の場合は) 生年月日」を聴取してください。

事前確認の実施日 : 2021年 月 日

確認の種別 : 全部確認 一部確認 (申請希望者が自らの会員、顧問先又は事業性融資先等の場合)

事業形態 : 法人 個人事業主 (事業所得) 個人事業主 (主たる収入が雑収入・給与所得)

申請希望者の情報 :

- 申請ID : _____
- 電話番号 : _____

【法人の場合】

- 法人番号 : _____
- 法人名 : _____

【個人事業者の場合】

- 氏名 : _____
- 生年月日 : _____

2. 相手方が申請希望者本人であることや、(法人の場合は、) 法人を代表している者又は事前確認を受けることを委任された者であることを確認してください。

- 1. で聴取した申請希望者の氏名と本人確認書類※¹に記載の氏名が一致しているか。
- 相手方の顔と本人確認書類の写真が一致しているか。
- (法人の場合、) 1. で聴取した申請希望者の氏名、履歴事項全部証明書に記載の代表取締役氏名及び本人確認書類に記載の氏名が一致しているか※²。

※¹ 「運転免許証（両面）」「マイナンバーカード（オモテ面のみ）」「写真付きの住民基本台帳カード（オモテ面のみ）」「在留カード」「特別永住者証明書」「外国人登録証明書」「住民票の写及びパスポート」のいずれか。

※² 相手方が、代表取締役から事前確認を受けることを委任された者である場合には、委任状（委任内容、委任者、受任者が明確である限りは書式自由）に記載された受任者氏名と本人確認書類に記載の氏名の一致を確認する。

3. 申請希望者の事業に関する書類の有無を確認してください。

- 収受日付印の付いた※³ 2019年1月を期間内に含むもの以降※⁴、全ての確定申告書の控え※⁵はあるか。
- 2019年1月から2021年対象月までの各月の帳簿書類（売上台帳、請求書、領収書等）※⁶はあるか。
- 2019年1月以降の事業の取引を記録している通帳はあるか。

※³ e-Tax の場合は受信通知メールのある確定申告書の控え又は受付日時が印字された確定申告書の控えを確認する。

※⁴ 2020年に新規創業した事業者は開業以降の書類を確認する。

※⁵ 個人事業者等の場合は、確定申告義務がない場合その他相当の事由がある場合は、住民税の申告書の控え、中小法人等の場合は、合理的な理由で提出できない場合は、税理士の署名がある事業収入を証明する書類で代替することも可とする。

※⁶ 書類の量が膨大といった場合においては、任意に選んだ複数の年月（登録確認機関側で選択）について、帳簿書類の有無を確認するといった方法も可とする。

4. 2019年又は2020年の中から任意に選んだ複数の年月（登録確認機関側で選択）について、それぞれ以下を確認してください。

- X₁年X₂月の取引のうち、任意に選んだ1つの法人等※⁷との取引に関する請求書又は領収書等について、請求書又は領収書等に記載の「取引先名称」「金額」が通帳に記帳されているか。

<確認に用いた年月（登録確認機関側で選択）>

①_____年_____月 ②_____年_____月

※⁷ 屋号が明らかな場合など、事業を実施していない個人ではないと識別可能な個人事業者も含む。

5. 申請希望者の事業に関する書類（3. 及び4. 関連）が存在しない場合は、その理由について質問してください。

- 事業に関する書類が存在しない合理的な理由があるか。

6. 申請希望者が給付対象や宣誓・同意事項等を正しく理解していることを確認するため、以下を質問してください※⁸。

- 緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛により売上が減少していたとしても、前年又は前々年の同月比で売上が50%以上減少しなければ（申請特例を用いる場合はその該当要件を満たさなければ）、一時支援金の給付要件を満たさないことを認識しているか。

- 前年又は前々年の同月比で売上が50%以上減少したとしても、緊急事態宣言に伴う飲食店の時短営業や不要不急の外出・移動の自粛による影響ではない場合は、一時支援金の給付要件を満たさないことを認識しているか。

（補足）

・一時支援金の趣旨・目的に基づき、売上台帳、帳面その他の確定申告の基礎となる書類により確認される事業収入が減少していることが必要であることに加えて、事業活動に季節性があるケース（例：夏場の海水浴場）における繁忙期や農産物の出荷時期以外など、通常事業収入を得られない時期を対象月としている場合、売上計上基準の変更や顧客との取引時期の調整により対象月の売上が減少している場合や法人成り又は事業承継の直後など、（緊急事態宣言とは関係なく、）単に営業日数が少ないことにより対象月の売上が50%以上減少している場合は、給付要件を満たさない。

- 事業を実施していない、サラリーマンやアルバイト、学生等は、一時支援金の給付対象ではないことを認識しているか。

- 一時支援金の給付を受けた場合、「2019年以降の確定申告書、帳簿書類」及び「緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響の証拠書類」には7年間保存する義務及び中小企業庁又は事務局から求められた場合に速やかに提出する義務があることを認識しているか。

- 「地方公共団体による営業時間短縮要請に伴う協力金の支払い対象となっている飲食店」、「公共法人」、「風営法上の性風俗関連として届出義務のある者」、「政治団体」、「宗教法人」、「暴力団を排除していない事業者」は給付対象外であることを認識しているか。

- 今後、事業を継続する意思がない場合（廃業又は破産等を予定している場合等）は、給付要件を満たさないことを認識しているか。

- 代表者又は個人事業者等本人が宣誓・同意書を全て読んだ上で自署したか。

- 一時支援金の不正受給等を行った場合や書類の保存義務・提出義務を遵守しなかった場合、事務局等の調査に応じなかった場合、宣誓・同意書に違反した場合は、受給額に延滞金及び2割の加算金を加えて返還する義務を負うことや、氏名等の公表及び刑事告発され得ることを認識しているか。

※⁸ 口頭での質問や確認が難しい場合には、申請希望者と書面を見ながら確認するなどの対応でも構いません。

※⁹ 詳細は一時支援金給付規程に記載予定。

7. 申請希望者に「誤りなく正しく申請するため、申請前に、経済産業省のホームページに掲載されている『緊急事態宣言の影響緩和に係る一時支援金の詳細について』という資料を必ず全て読んでください。」とお伝えください。なお、対面で確認を行う場合は、同資料を印刷して、紙面でお渡しいただいても結構です。

8. 最後に、システム上の「登録ボタン」を押下してください。事前確認通知番号が発行されますが、申請者希望者にお伝えする必要はありません（登録確認機関のアカウントページに履歴が残ります）。また、確認結果は、事務局に自動的に通知されますので、通知に関する特段の作業は必要ありません。なお、申請希望者が、事業を実施していることや一時支援金の給付対象等を正しく理解していることを確認できない場合には、事前確認通知番号を発行しないでください。また、事前確認通知番号を発行したものの、著しく不審な点があり、申請希望者が給付要件を満たさないおそれがある場合には、その旨を事務局の相談窓口まで報告してください。

<事前確認完了後の流れについて>

事務局から全ての一時支援金の給付が終了した段階で、事前確認通知番号を発行した者のうち、給付に至った者をご連絡いたします。万が一、自らが事前確認通知番号を発行していない事業者に対して給付されていることを覚知した場合には、事務局の相談窓口※まで、その旨を報告してください。

<相談窓口>

- 登録確認機関専用の相談窓口
 - フリーダイヤル：0120-886-140
 - ※ IP電話等からのお問い合わせ先：03-4335-7475（通話料がかかります）
- 申請希望者専用の相談窓口
 - フリーダイヤル：0120-211-240
 - ※ IP電話等からのお問い合わせ先：03-6629-0479（通話料がかかります）

よくある質問及び回答（2021年2月22日時点版）

問1. 申請希望者は事前確認を第三者に委任することができるのか。

答：中小法人等の場合は、代表取締役が自らの従業員等に事前確認を受けることを委任することはできます。一方で、個人事業者等の場合には、本人が事前確認を受ける必要があります。なお、本人が未成年であるなど、合理的な理由がある場合には、第三者による同伴を認めます。

問2. 別紙2の「3」に関連して、書類の有無の確認について、書類に記載されている内容は確認しなくて良いのか。

答：書類の内容を子細に確認する必要はありませんが、確定申告書又は帳簿書類等として体裁が整っているかについては確認してください。例えば、確定申告書であれば、収受印の押された所定のフォーマットであるかを確認してください。帳簿書類であれば、日付、商品名、販売先、取引金額等の基本的な事項が月別に記載されているものがあるか、また、それに関連した領収書や請求書等が複数あるかを確認してください。なお、確定申告書の控えについては、その写しであったとしても問題ありません。

問3. 別紙2の「5」に関連して、どのような場合に不審な点があると言えるのか。

答：例えば、自らが持参した書類が何であるかを理解していない場合、質疑応答内容を紙にメモして読み上げているなど自分事のように話していない場合、売買の取引数が著しく少ない場合、第三者の指示を受けながら回答している場合等が挙げられます。

問4. 別紙2の「5」に関連して、事業に関する書類が存在しない合理的な理由とは何か。

答：例えば、個人事業者等であって、雑所得又は給与所得で確定申告を行っており、かつ現金授受による取引を行っているために、請求書や通帳が存在しない場合等が挙げられます。

問5. 本紙2.(3) 及び別紙2の「5」に関連して、申請希望者から回答のあった事業概要について、どのような場合に不審な点があると判断すれば良いのか。

答：質疑応答内容を紙にメモして読み上げているなど自分事のように話していない場合、回答に著しく時間を要している場合、回答に整合性がない場合、第三者の指示を受けながら回答している場合等が挙げられます。

問6. 別紙2の「6」に関連して、申請希望者が質問内容に対して「分からぬ」と回答した場合はどうのに対応すれば良いのか。

答：質問の趣旨を丁寧にお伝えください。それでも「分からぬ」との回答があった場合には、事前確認を終了して、事務局の相談窓口にお問い合わせいただくか、事務局のホームページをご覧いただくようお伝えください。

問7. 別紙2の「6」に関連して、事業を実施していれば、サラリーマン、アルバイト、学生であってもチェックを付けて良いのか。

答：事業を実施していれば、給付要件を満たす限りは、サラリーマン、アルバイト、学生であっても給付対象になります。そのため、事業を実施していれば、チェックを付けていただいて構いません。

問8. 別紙2の「6」に関連して、自らが、緊急事態宣言に伴う飲食店時短営業又は外出自粛等の影響を受けているのか、どのような証拠書類を保存すれば良いかを問われた場合はどのように回答すれば良いのか。

答：今後、事務局のホームページに掲載予定の資料に記載された内容を参考に具体例をお伝えください。具体例に当てはまらない場合については、事務局の相談窓口に相談するようお伝えください。なお、登録確認機関には、申請希望者の「帳簿等の予め定められた書類の有無」や「宣誓内容等を正しく理解しているか」について、事前確認をしていただくこととしており、その宣誓内容が正しいかどうかまで、確認する必要はありません。また、中小企業庁又は事務局が定める事前確認の方法に則り、事前確認を実施している限りにおいては、仮に申請者の宣誓内容が事実と異なっていたとしても、責任を求めることはありません。

問9. 別紙2の「8」に関連して、どの程度不審な点があった場合に事務局に報告すれば良いのか。

答：例えば、申請希望者が、「自身は給付要件を満たさない」といった趣旨の発言を行った上で、その発言を撤回して、その後に質問事項には適切に回答した場合等が挙げられます。

問10. 事前確認事項を満たさないにもかかわらず、事前確認通知番号の発行を依頼された場合はどのように対応すれば良いのか。

答：事前確認事項を満たさないと申請ができない旨をご説明いただいた上で、事前確認を終了してください。

問11. 事前確認を行った申請者が、その後の審査の過程で不正な申請であったことが判明した場合、登録確認機関に責任を問われることはあるのか。

答：登録確認機関は、中小企業庁又は事務局が定める事前確認の方法に則り、事前確認を実施している限りにおいては、自らが事前確認した申請希望者が給付要件を満たさない申請・受給を行ったとしても、その責任を負いません。ただし、故意に給付要件を満たさない申請希望者に事前確認通知番号を発行するなど不正な行為を行った場合は、この限りではありません。(そうしたことが行われているおそれがある場合には、事務局から問合せを行う場合があります)。

問12. 業務が繁忙な場合や自らの会員等ではない申請希望者から事前確認の依頼があった場合、断ってもいいか。

答：自らの会員、顧問先又は事業性融資先等から求めがあった場合には、積極的にご対応いただけますようお願い申し上げます。また、自らの会員、顧問先又は事業性融資先等以外からの申請希望者から事前確認の求めがあった場合についても、可能な範囲でご対応いただけますようお願い申し上げます。なお、申請希望者の求めがあったとしても、自らが事前確認を実施できない旨を説明した上で、事前確認を行わないことを判断しても差し支えありません。その場合、申請希望者に対して、事務局が設置するホームページで他の登録確認機関を検索するか、事務局の相談窓口まで問い合わせるようお伝えください。

問13. 国からの事務手数料に加えて、申請希望者に対価（報酬）を求めてもいいのか。

答. 事務局から事前確認に関する事務手数料の支払を受ける場合には、申請希望者から事前確認の対価（報酬）を得ることはできません。なお、事務手数料の支払いを受けることを辞退する場合には、この限りではありません。また、事務手数料の支払を受ける場合であっても、申請希望者から申請のサポート（申請手続やWEB申請システムの操作方法の説明等）の対価（報酬）を得ることはできますが、申請希望者の中小法人・個人事業者等が厳しい経営環境にあること等も踏まえ、当該対価（報酬）については、柔軟にご対応いただくようお願いいたします。なお、申請フォームの記入・送信を有償で代行することは、行政書士法に抵触するおそれがありますのでご留意ください。

問14. 融資先の子会社や関連会社は、「自らの団体の会員、顧問先又は事業性融資先等」として、確認プロセスを省略してよいか。

答. 登録確認機関が融資先の連結子会社として決算書を直接確認しているなどといった場合であれば、確認プロセスを省略し、電話で、別紙2の「1. 及び6.～8.」のみについて確認することをもって代えても構いません。